

# 農地中間管理事業による農用地等の貸借申請書

## 貸借申請要項

農地中間管理事業を利用して農用地等の貸借を希望される方は、この要項を必ずお読みください。  
冊子には、この要項のほか、貸借申請書の記入例、貸借申請書(農用地利用集積等促進計画各筆明細・3枚複写)、所有権に係る同意書(2種類)がとじ込みとなっています。  
貸借の申請にあたっては、とじ込みの貸借申請書を記入いただき、農地の所在する市町農政担当課まで提出ください。

農地中間管理事業とは農用地の利用の効率化、高度化を促進するため、農地所有者から農地を借り受け、耕作者である担い手等へ貸し付ける事業です。  
滋賀県では、公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金が、知事から農地中間管理機構(以下「機構」という。)の指定を受け事業を行っています。

### I. 貸借申請の方法

農地中間管理事業による農地の貸借を申請する場合には、出し手(農地所有者)と受け手(耕作者)が貸借期間や賃料等の条件を事前に調整してください。

貸借条件が調整できていない場合や受け手が決まっていない場合は、受付できません。

また、機構は原則、市町が策定する地域計画の目標地図に基づいて農地貸借の権利設定を行いますので、申請内容は地域計画と照らし合わせて問題ないものとしてください。

#### (1) 提出書類

農用地利用集積等促進計画各筆明細 ①～③(複写式)のすべて  
※記入例をご参照のうえ記入ください。3枚すべてに押印願います。

#### (2) 出し手の添付資料

申請者が土地の単独名義人でない場合は、次の資料を必ず添付してください。

##### (ア) 土地が共有名義の場合

「権利の設定に係る同意書(共有名義)」(様式 7-4 号)

※申請者は登記名義人の一人とします。共有持分の過半を有する者の同意が必要です。共有名義者全員の同意がない場合は、権利設定は40年を超えない期間となります。

##### (イ) 土地の登記名義人が亡くなり相続登記が未了の場合

「権利の設定に係る同意書(相続未登記)」(様式 7-5 号)

※申請者は相続人のうちより定めた相続人代表。共有持分の過半を有する者の同意が必要です。相続人全員の同意がない場合は、権利設定は40年を超えない期間となります。

#### (3) 受け手の添付資料

※申請時には不要です。申請受付後、機構から必要書類を送付しますので、記入のうえ返送願います。

##### (ア) 農業経営の状況等資料(経営形態により別様式)

(イ) 法人の場合は、定款又は寄附行為の写し(提出済みで変更ない場合は不要)

(ウ) 農地所有適格法人の場合は、組合員名簿又は株主名簿の写し(農業委員会の確認により不要)

(エ) 初めて機構から農地を借り受ける場合は、地域調和要件承諾書

### II. 申請受付場所 : 市町農政担当課(貸借申請書に記載する農地の所在市町)

### III. 申請受付期間 : 随時

※貸借申請書の受付から権利設定までの期間は、約3ヶ月かかります。

※個別の申請に係る受付締切日、権利設定までの期間等は、市町農政担当課にてご確認ください。

### IV. 貸借成立(権利設定)後の手続き

(1) 機構は、農用地利用集積等促進計画の認可・公告により申請の貸借が成立したときは、速やかに出し手及び受け手に権利設定確認書及び貸借申請書の写しを送付しますので、内容を確認のうえ保管願います。

- (2) 機構を初めて利用する方(賃料が発生する場合(賃貸借)に限ります。)には、賃料取り扱いのための書類を送付しますので、記入のうえ返送願います。
- (3) 賃料を各筆明細の面積ではなく、別の水張面積等で計算することに出し手と受け手が合意している場合は、貸借申請書にある確認欄に○印を付けてください。手続きに必要な書類を送付しますので、記入のうえ返送願います。

#### V. 機構が取り扱う事務等

- (1) 受け手からの賃料徴収、出し手への支払いは、機構が取り扱います。その方法等については、次のとおりです。
- (ア) 受け手からの賃料の徴収については、毎年11月15日(当日が金融機関の休日の場合は、翌営業日)に金融機関の指定口座(滋賀県内の農業協同組合に限ります。)から引き落とします。
- (イ) 出し手への賃料の支払いについては、毎年12月末日までに金融機関の指定口座に振り込みます。
- (ウ) 賃料の算定については、8月31日までの権利の始期日を本年の賃料として扱い、9月1日以降の権利の始期日における賃料は原則、翌年の扱いとします。なお、賃料は1年間の賃料額とし、日割り、月割り計算は行いません。
- (エ) 米などの物納の取り扱いはいたしません。
- (オ) その他賃料については、機構ホームページの「農地中間管理事業における賃料取扱要領」をご確認ください。

#### (2) 機構関連農地整備事業

機構関連農地整備事業(土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の土地改良事業をいいます。)とは、農地中間管理機構が借り入れている農用地等を対象に、農用地等の所有者や貸付けの相手方の申請によらず、都道府県が農業者の費用負担や同意を求めずに基盤整備を行う事業のことです。

15年以上の借受期間を設定した農用地等では、機構関連農地整備事業が行われることがあります。

#### (3) 貸借期間中に次の変更等があれば手続きが必要となりますので、機構までご連絡ください。

- (ア) 名義変更…権利を相続した場合や所有権移転登記等をした場合
- (イ) 賃料変更…賃料の変更(調整額)について出し手と受け手が合意した場合
- (ウ) 口座変更…出し手の振込口座、受け手の引落口座を変更する場合
- (エ) 権利の種類変更…賃貸借から使用貸借又は使用貸借から賃貸借へ権利の種類を変更する場合(解約手続きが必要となります。)
- (オ) 住所、連絡先変更…住所や電話番号が変更になった場合
- (カ) 書類送付先の登録、変更…機構からの書類の送付先を別に設定する場合や変更する場合
- (キ) 解約…原則、貸借期間中の解約はできません。ただし、やむを得ない理由があり、出し手と受け手が合意している場合にはご相談ください。
- (ク) その他貸借の内容が変更になった場合

#### 問い合わせ先

☆市町農政担当課(貸借申請書に記載する農地の所在市町)

☆滋賀県農地中間管理機構(公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金)

本部 〒520-0807 大津市松本一丁目2-20(滋賀県農業教育情報センター2F)

TEL 077-523-4123 FAX 077-524-0245

地域窓口	場所	TEL	地域窓口	場所	TEL
大津・南部	滋賀県南部合同庁舎4F	077-516-4570	湖東	滋賀県湖東合同庁舎2F	0749-30-9117
甲賀	滋賀県甲賀合同庁舎4F	0748-62-8015	湖北	滋賀県湖北合同庁舎4F	0749-62-8998
東近江	滋賀県東近江合同庁舎4F	0748-22-1129	高島	JAレーク滋賀新旭支店2F	0740-25-0717